

平成29年度 事業計画書

目 次

I. 基本方針	3
II. 重点事業	4
III. 実施事業	6

基本方針

現在、わが国では、国民の約4人に1人を高齢者が占めており、平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上となります。高齢者人口はその後も増え続け、全世帯に占める単身世帯の割合も増加し、認知症高齢者も増えていくと予測されています。国は、平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

こうした中で、平成29年度からは住民の支え合いによる地域包括ケアとしての日常生活支援総合事業が本格実施され、地域高齢者交流サロン・住民主体型生活支援訪問サービスの地域・住民の取り組みに大きな期待が寄せられています。

また、児童・障がい者・高齢者への虐待は依然として増加の傾向にあり、幾つかの痛ましい事件も生じております。

本会では、従来から進めてきた、「福祉のまちづくり」を推進し、地区社協の活動拠点整備（事務所づくり）や福祉のまちづくりプラン策定（第2次プラン）を支援しながら、住民による福祉活動の充実を図っていきます。

また、小地域で展開される日常生活支援総合事業が定着・発展していくよう広島市社協と連携して地区社協等への支援を行っていきます。

さらに、生活課題を抱える世帯に対しては、認知症・障がい者で判断能力が低下した方には福祉サービス利用援助事業「かけはし」での支援、生活困窮者についてはくらしサポートセンターとの連携等による支援を行っていきます。

平成29年度は「広島市佐伯区社会福祉協議会地域福祉活動第6次5か年計画」の最終年次にあたるため、広島市社協と連携し、関係者とともに佐伯区の地域福祉活動の目標を掲げる「広島市佐伯区社会福祉協議会地域福祉活動第7次3か年計画」（平成30年度～32年度）を策定し、「支えあいによる福祉のまちづくり」の更なる発展をめざしていきます。

さらに、国の社会福祉法人制度改革を受けて、定款改正等を行っており、新定款に即した運営を行うとともに、事業報告等の情報を公表し、事務所内に閲覧場所を設けていきます。

重点事業

1.地区（学区）社協への支援

地区社協が、地域の各種団体・ボランティア・地域包括支援センター等の協力を得て推進している「新・福祉のまちづくり総合推進事業」（近隣ミニネットワークづくり推進事業、ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地区ボランティアバンク活動推進事業）の活動の発展を図り、地域での高齢者等の支援を強化するため、地域福祉推進委員との連携を図り、研修・情報交換などを行っていきます。

また、福祉のまちづくりプラン策定（第2次プラン）や地区社協活動拠点整備（事務所づくり）の取り組みを支援し、地区社協活動の発展を図ります。

さらに、広島市社協と連携し、地域高齢者交流サロン・住民主体型生活支援訪問サービスに取り組む地区社協等への支援を行います。

2.地域福祉センターの管理運営

広島市佐伯区地域福祉センターの円滑な運営に努めるとともに、地域福祉活動の推進拠点としての機能強化を図ります。

3.自主財源の確保

佐伯区社協独自の取り組みを推進していくため、賛助会費・寄付金の確保に努めます。

4.高齢者への支援

ボランティアグループの協力を得て、「認知症の人と家族の会」等の行事・研修などの支援を行い、高齢者や介護者の仲間づくり・社会参加を進めます。

また、地区社協が取り組む「まごころ弁当」や高齢者の見守り活動を支援し、一人暮らし・二人暮らし高齢者等への見守り活動の推進を図ります。

5.障害（児）者への支援

「在宅障害者青年教室」の活動を支援し、広島市手をつなぐ育成会佐伯区支部等と連携して「季節行事」を開催します。また、広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業などの推進により、障がい者の社会参加や仲間づくりを図ります。

6.子育て支援

子育て中の母親の仲間づくり・行き場としての「子育てサロン」の設置促進や、常設親子交流の場「おやこっこさえき」の活動を支援します。

また、区民生委員児童委員協議会と連携し取り組んでいる児童・障がい者・高齢者等への虐待防止の啓発等の活動「いじめ・虐待110番」の協力員研修を行うとともに、更に多くの区民・機関の協力を得られるように活動の普及を図ります。

7.ボランティア活動・福祉教育の推進

区ボランティアセンターが、区民のボランティア活動の推進拠点となるようボランティアグループ・地区社協の地区ボランティアバンク等と連携して、ボランティア相談の受付、需給調整、各種ボランティア講座の開催などに取り組み、区民のボランティア活動への参加を促進します。

また、青少年の福祉活動への参加を促す「ヤングボランティアスクール」を開催し、「やさしさ発見プログラム事業」により、小・中・高等学校や地域団体等の福祉教育に取り組みます。

さらに、佐伯区地域福祉センターで「やるき・げんき・さえき・祭り」を開催し、多くの区民にボランティア・地域福祉活動への関心を高められるよう努めます。

8.自立支援総合相談事業

「総合相談員」の配置により、相談や支援を総合的に担い、適切な社会資源の調整を行います。

また、生活困窮者からの相談には、くらしサポートセンターとの連携により課題解決に取り組むとともに、状況に応じて生活福祉資金・生活一時資金等の活用も検討し、緊急一時食品提供事業などを活用した支援も行います。

なお、判断能力の低下等により在宅生活に困難を抱える高齢者・障がい者の日常的な金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業「かけはし」の普及・推進を図ります。

9.公益事業

指定管理施設である広島市老人いこいの家9館の円滑な運営に努めるとともに、平成30年度からの指定管理者公募に向けて検討を行います。

実施事業

I 社会福祉事業

1 法人運営

[1] 法人運営事業

① 会議

社会福祉法人として、区社会福祉協議会の円滑な組織運営・事業推進のために、会議を開催する。

ア 理事会	年4回
イ 評議員会	年3回
ウ 監事会	年1回
エ 評議員選任・解任委員会	随時
オ 正副会長会議	月1回

[2] 企画・広報事業

地域福祉やボランティア活動の情報を区民に提供し、住民参加の活動を進めるため、広報紙の発行やホームページによる情報発信などを行う。

① 「さえき社協だより ささえあい」の発行（全戸配布）	年3回
② ホームページによる情報の発信	随時
③ チラシ・ポスター等による情報の発信	随時
④ 「区民だより」へお知らせの掲載	随時

[3] 大会事業

① 福祉講演会の開催	年1回
② 広島市社会福祉大会への参加	
③ 広島県福祉のまちづくりのつどいへの参加	

[4] 部会・委員会事業

① ボランティアセンター運営委員会	年2回
② 生活福祉資金調査委員会	随時
③ 地域福祉活動第7次3か年計画策定委員会	年4回
④ 問題別委員会	随時

[5] 佐伯区地域福祉センター指定管理事業

広島市佐伯区地域福祉センターの指定管理（平成26年度～29年度）

区民の福祉活動の拠点である地域福祉センターを運営管理するとともに、区民への車いす貸し出しを行い、福祉講座の開催等の指定管理者として自主事業を行う。

[6] 善意銀行基金事業

佐伯区社協の独自の取り組みを推進していくために善意銀行に寄せられた寄付を活用するとともに、広報活動を通じて寄付金の確保に努める。

2 地区社協育成事業

[1] 地区社協育成事業

地域福祉活動を担う地区社協の活動を支援するため、地区社協への助成や研修・情報提供などを行う。

① 市社協助成金の交付

ア 地区社協助成金

(ア) 均等割 … 6万円（運営費）

(イ) 募金実績割 … 平均21万円（事業費）

イ 新・福祉のまちづくり総合推進事業助成金

(ア) 近隣ミニネットワークづくり推進事業

(イ) ふれあい・いきいきサロン設置推進事業

(ウ) 地区ボランティアバンク活動推進事業

} … 助成金 15万円

ウ 福祉のまちづくりプラン策定支援事業助成金

(ア) 第1次プラン（2年間）…該当なし

(イ) 第2次以降プラン（2年間または1年間）

1 地区、年間4万円をプラン策定に要する経費に対して助成する。

（2年間で8万円、単年度策定選択は1年で8万円）

《2次プラン策定中の地区》

八幡東学区社協（平成28～29年度）

《2次プラン該当地区》

楽々園、八幡、五日市観音西、彩が丘、湯来、藤の木、美鈴が丘

《1次プラン策定未了地区》

五日市学区社協（平成22年度～）

工 地区社協活動拠点整備助成金 (市社協)

地区社協の地域福祉活動基盤を整備するために、地区社協事務所を設け、相談・会議等の機能等を有する地区社協拠点の運営に対し、経費の一部を助成する。

※ 助成要件により 1.5 万円、3 万円、5 万円を助成。

② 区社協助成金の交付

ア 福祉活動助成金 … 町内会加入世帯数×80 円(会費還元分) +12 万円

イ ふれあい・いきいきサロン開設助成金 … 1 万円

サロン開設必要経費の一部として、初年度に限り助成

ウ 福祉のまちづくりプラン策定普及助成金… 1 地区 10 万円限度

福祉のまちづくりプラン策定時のプラン書印刷費を助成

エ 地区社協活動支援事業助成金

… 拠点開設時の改装・備品等整備 50 万円限度

… 情報・通信機器の整備(新規) 30 万円限度

… 情報・通信機器等の更新 12 万円限度

オ ふれあい配食訪問事業助成金

… 前年度年間実食配食数×30 円

… 調理者、訪問者等懇談研修会費 2 万円

… 弁当容器、バッグ、献立表等は現物支給

③ 会 議

ア 地区社協会長会議の開催 年2回

イ 地域福祉推進委員会議の開催 年2回

④ 地区社協訪問の実施

随 時

[2] 役職員研修事業

(市社協関係)

① 新任地区社協会長研修会の開催 年1回

② 地区社協役員等実践講座の開催 年2回

③ 市域地区社協会長・地域福祉推進委員合同研究協議会の開催 年1回

(区社協関係)

① 地区社協役員研修会の開催 年1回

② 地域福祉推進委員連絡会の開催 年2回

3 福祉推進事業

[1] 高齢者福祉事業

① いじめ・虐待 110 番活動の展開

民児協と協働して立ち上げた、佐伯区いじめ・虐待 110 番運営協議会を通じての活動により、高齢者・障がい者・児童等への虐待防止の啓発等の活動を展開する。

いじめ・虐待 110 番協力員の委嘱、研修会の開催、地域での啓発活動等に取り組み、虐待のない地域づくりを目指す。

② ふれあい配食訪問事業「まごころ弁当」に取り組む地区社協への支援

随 時

ひとり暮らし等高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動「まごころ弁当」を支援する。

実施回数	地区数	実施地区社協名
毎 週	1 地区	五日市観音西
月 4 回	2 地区	石内・佐伯区観音
月 2 回	10 地区	五月が丘・河内・美鈴が丘・八幡東・八幡・五日市・五日市中央・五日市東・五日市南・楽々園
月 1 回	1 地区	湯来

③ 「在宅介護者リフレッシュ事業」の実施

年 1 回

④ 「認知症の人と家族の会」活動の支援（定例会へ参加）

月 1 回

⑤ 「男性介護者のつどい」への参加

随 時

⑥ 車いすの貸し出し

随 時

⑦ 認知症高齢者支援体制づくり部会への参加

随 時

⑧ 佐伯区地域包括支援センター連絡会への参加

随 時

⑨ 各地域包括支援センター会議への参加

随 時

[2] 障害児者福祉事業

① 「在宅障害者青年教室」の開催支援

年 4 回

② 「知的障害児季節行事」の開催

年 1 回

③ 「ふれあい運動会」への協力

年 1 回

④ 車いすの貸出（再掲）

随 時

⑤ 広島市障害者自立支援協議会佐伯区地域部会への参加

隔 月

⑥ いじめ・虐待 110 番活動を通じた虐待防止の啓発・相談活動の展開（再掲）

[3] 児童福祉事業

- ① 児童虐待防止に関する啓発活動の推進
オレンジリボンマークの普及により、児童虐待防止への理解と関心を深める。
- ② いじめ・虐待 110 番活動を通じた虐待防止の啓発・相談活動の展開（再掲）
- ③ 常設親子交流の場「おやっこさえき」運営協議会への参加

4 ボランティアセンター活動

[1] ボランティアセンター活動事業

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催 年2回
- ② ボランティアコーディネーターの設置
ボランティアコーディネーターにより、ボランティアによる援助を求める人と、ボランティア活動を希望する人の相談受付、需給調整を行い、さまざまな福祉ニーズへのきめ細かな援助を行う。
- ③ ボランティアの育成・強化
 - ア. ボランティア講座の開催
 - (ア) ボランティアきっかけ講座
 - (イ) 精神保健福祉ボランティア育成講座
 - (ウ) 災害ボランティア研修会
- ④ 広報・啓発活動
 - ア. 「ボランティアセンターだより」の発行（全戸配布） 年3回
 - イ. 「ボランティア伝言板」の発行（関係者配布） 年4回
 - ウ. ホームページによる情報発信 随 時
- ⑤ ボランティアグループへの援助
 - ア. ボランティアグループ連絡会及び、連絡会幹事会への援助
ボランティアグループ相互の情報交換などを目的とした自主的な活動であるボランティアグループ連絡会及び連絡会幹事会等の開催を援助する。
 - (ア) ボランティアグループ連絡会 年2回
 - (イ) ボランティアグループ連絡会幹事会 年2回
 - (ウ) ボランティアグループ連絡会研修会・交流会
 - イ. ボランティア活動保険、行事用保険の取り扱い
 - ウ. 広島市市民活動保険制度との調整
 - エ. ボランティアサロンの支援
- ⑥ 福祉教育の推進
 - ア. 「ヤングボランティアスクール」の開催（4日間程度） 年1回
 - イ. 「やさしさ発見プログラム事業」の推進 随 時
 - ウ. 「やるき・げんき・さえき・祭り」の開催 年1回

[2] 災害被災者援助事業

5 権利擁護（相談援助事業）

〔1〕自立支援総合相談援助事業

① 「総合相談員」による相談援助

日常的な相談対応から、福祉サービス利用援助事業「かけはし」による支援までを一貫して、迅速にできるように努め、訪問相談等を実施する。

※総合相談員の配置

② 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、判断能力が不十分なために、日常生活を送る上で不安のある利用者の相談に応じるとともに、市社協と連携し生活支援員の派遣等を通じて、利用者が安心して自立した生活ができるよう支援を行う。

③ 福祉サービス利用援助事業生活支援員研修会への参加ならびに、生活支援員連絡会議（市社協主催）の開催

④ 市社協 成年後見事業（法人後見）「こうけん」への協力

認知症の進行等で判断能力が著しく低下し、「かけはし」での支援が難しくなった利用者を継続した支援につなぎ、相談援助機能の強化を図る。

⑤ 弁護士・司法書士等による「訪問相談」を必要に応じて実施

高齢・障がい等で相談機関に赴くことが困難な方を対象に実施する。

⑥ 湯来地区での「困りごと相談」の実施

⑦ 「弁護士無料法律相談」（会場：地域福祉センター）の実施

⑧ 「司法書士無料法律相談」の実施

司法書士会広島西支部の協力により実施する。

⑨ 広島市くらしサポートセンターとの連携による生活困窮者の支援

⑩ 緊急一時食品提供事業の実施

広島市社協の行う緊急一時食品提供事業の窓口として、当面の食料が必要な生活困窮者世帯への食品提供を行う。

6 受託事業

〔1〕広島市障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業

① ガイドヘルパーの登録事務

② ガイドヘルパーの派遣調整事務

③ ガイドヘルパー登録者研修会への参加

7 貸付事業

〔1〕生活一時資金・ひとり親家庭等緊急援護資金貸付事業

関係機関との連携のもと、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯等の相談を受け、これらの世帯の一時的な生活費の困窮に対応する貸付事務等を行う。

〔2〕生活福祉資金貸付事務事業

関係機関・民生委員等との連携のもと、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等の相談を受け、これらの世帯の自立を支援するための貸付事務等を行う。

- ① 生活福祉資金貸付事業（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等）の取扱い事務
- ② 生活福祉資金調査委員会の開催（再掲）
- ③ 生活福祉資金について民生委員児童委員協議会の行う研修への協力

II 公益事業

1 施設管理事業

〔1〕広島市老人いこいの家指定管理事業（平成26年度～29年度）

高齢者の教養の向上、レクリエーション等の場を提供する老人いこいの家を運営管理するとともに、指定管理者として、車いす貸出ステーションを設けるなどの自主事業を行う。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 広島市老人いこいの家 新宮山荘 | ② 広島市老人いこいの家 窓山荘 |
| ③ // 八幡荘 | ④ // 倉重荘 |
| ⑤ // 中央荘 | ⑥ // 五日市荘 |
| ⑦ // 楽々荘 | ⑧ // 美隅荘 |
| ⑨ // さつき荘 | |

III その他

- 1 各種表彰事務
- 2 各種財団の助成事業の取り扱い
- 3 実習生の受け入れ
- 4 広島市共同募金会佐伯区分会事務への協力